

## (1) 平成30事業年度事業報告書(検査検定業務)

平成30事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	54,606隻	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等
中間検査	48,591隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,813隻	
予備検査	20,746件	
検定	401,771件	
性能鑑定	19,218件	
準備検査	118件	
標準適合検査	18件	
その他	35,414件	

### 2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 検査場等の整備
- (3) 職員の研修

### 3. 検査検定等業務に係る調査、企画業務

### 4. 受検案内等広報の業務

- (1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- (2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

## (2) 平成30事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

平成30事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	2,399件	
その他	57件	原動機証書の再交付

### 2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

### 3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

### (3) 平成30事業年度事業報告書(登録測度業務)

平成30事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

#### 1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	7,619隻	船舶番号用県名ステッカーの提供
変更・移転・抹消登録等	52,847隻	
登録事項証明書等	4,939件	
その他	0件	

#### 2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

#### 3. 登録等に関する広報業務

#### (4) 平成30事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

平成30事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

##### 1. 調査、試験及び研究等の業務

###### (1) 小型船舶の船体構造用材料(FRP積層構成)に関する調査研究(平成29年度～平成30年度)

FRP製の小型船舶の成形方法の一つであるハンドレイアップ法は、材料としてロービングクロス(以下「クロス」という。)とチョップドストランドマット(以下「マット」という。)を主に用いる。クロスはマットに比べ機械的強度に優れるが見映えに劣るという特徴がある。現行基準では、FRP製の小型船舶をハンドレイアップ法により製造する場合、「クロスガラス総質量の25～65%使用しなければならない」とされているが、これは、同基準が制定された昭和52年当時、排水量型の大型船をベースに策定されたこと、及び安定した材料の供給や製造環境等の体制が整っていなかったことから、船体強度を確保するために規定されたことによる。

しかしながら、プレジャーボートの製造者の多くは、見映えを良くするため、最終工程でクロスの上にマットを積層して仕上げる傾向があり、これによりマットの積層割合が増大し、クロスの使用割合を相対的に下げ、強度的には問題ないものの上述の材料比率の基準を満足しないといった状況が発生することとなった。

また、近年では、船体全体で強度を確保する船体構造が確立されており、こうした船舶については、クロスの使用割合の基準が過度であるとの指摘がなされている。

こうした背景から、本調査において、国内のFRP製の小型プレジャーボートの製造者及び学識経験者からなる委員会を設置し議論した結果、クロスの使用割合に代わる船体強度確保のための基準(案)について合意し、国土交通省の承認を得て、平成30年10月26日付で通達「FRP製船体の工作方法及び構造基準について(緩和措置)」を発出した。

なお、本調査において、真空成形法及びサンドイッチ構造の技術基準の見直しも検討したが、平成31年1月22日の最終委員会において、引き続き検討を要すると整理された。

###### (2) ミニボートの安全利用促進方策に関する調査研究(平成30年度)

ミニボートは、免許・検査が不要という手軽さから隻数の増加とともに海難事故も増加しており、海上保安庁等においても懸念されている。

このため、平成30年6月、(一社)日本マリン事業協会において「ミニボート安全委員会」が設置され、ミニボートメーカーや船外機メーカーを委員として、既存の業界基準であるミニボート安全指針の見直しや第三者認証の導入についての検討が開始され、機構も国土交通省や海上保安庁とともにオブザーバーとして参加した。その結果、平成31年2月の委員会において、ミニボート安全指針を見直したうえで、新たに業界として、機構の性能鑑定を前提とした第三者認証を取り入れる方向で合意された。

###### (3) (一財)日本船舶技術研究協会への調査委託(継続)

小型船舶には外国から輸入されるものも多く、また、外国に輸出される国産艇もあり、船体や設備の国内規則の要件は国際的な規則や規格と調和を図ることが求められている。そのため、平成17年度以降、ISOのTC188部会(スモールクラフト部会)について、我が国の代表窓口を務めるべく(一財)日本船舶技術研究協会の舟艇分科会に参画し、ISOにおける規格策定に対応した。

## 2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知・広報を行った。